

次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画のホームページ掲載について

「次世代育成支援対策推進法」とは、少子化対策の一環として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備するための法律です。

当組合におきましても 2025 年 4 月 1 日より計画を作成し、事業年度毎の実績をホームページに掲載し公告することと致しました。

北郡信用組合

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

目 標

1. 育児休業等を行うことができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率……75%以上

計画期間内に育児休業等を取得した者の数

計画期間内に出生した者の数 (小数第1位以下切り捨て)

計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日

2. 男性労働者の育児休業等取得率……10%以上

計画期間内に育児休業等を取得した者の数

計画期間内に配偶者が出生した者の数 (小数第1位以下切り捨て)

計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日